

視察報告書

委員会名	市民福祉常任委員会					
視察日時	平成 27 年 11 月 16 日 (月) 13 時 30 分 ~ 15 時 00 分					
視察先	市町村名	滋賀県湖南市	人口	54,817 人	面積	70.49 k m ²
視察項目	発達支援システムに関する調査					
視察参加議員	井上健作、松月よし子、浦伊三次、三嶋俊蔵、黒田公二、徳安達成、田中菊雄					
視察随行職員	西正文					

視察概要

湖南市は、平成 16 年に甲西町と石部町の合併により誕生した。市内には、障害者福祉の父といわれる糸賀一雄らによって創設された近江学園があり、古くから福祉によるまちづくりが進められてきた。平成 11 年に、障がい者に対する幼児期から学齢期、就労期まで一貫した支援を求める約 13,000 人の署名が旧甲西町長へ提出され、発達支援システムの構築と発達支援センターの開所の準備が始まり、平成 14 年に開始された。

●湖南市発達支援システム

湖南市の発達支援システムとは、障がい者と発達に支援が必要な人に対し、乳幼児期から学齢期、就労期まで、教育・福祉・保健・就労・医療の関係機関の横の連携による支援と、個別の指導計画によって生涯にわたってつないでいく縦の連携による支援を提供するシステムであり、市の発達支援室がさまざまな支援体制を統括している。

発達支援室長は学校の教頭職が務めており、普通教室、特別支援教室、通級指導教室を経験し、また大学で専門の勉強をした後、室長に就任し、教育と福祉をつなぐ役割を担っている。湖南市では、人を育てるという観点から、計画的に同様の経験を持った人材を育成し、将来的に次の発達支援室長に就任する仕組みがとられていた。

湖南市は、保護者に対して不必要に子どもが発達障害の疑いがあると診断することはなく、保護者に寄り添う立場からニーズに応じて支援を行う立場をとっている。また、市は支援を必要とする子どもを幅広く把握するように努めており、就学前で 20% の子どもに個別の支援計画を作成している。小学校、中学校でも 15% の子どもの個別計画をつないでいることが特徴的であった。

●「障がいのある人がいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南市条例」

平成 18 年に上記の条例を制定している。この条例には市、市民、事業者等の責務が定められているが、市民の責務には「障害者を積極的に又はさりげなく応援することに努める」と定め、また、障がい者やその家族も「社会の一員として自立するように努める」という責務も定めており、市民みんなでやっという思いがある。

この条例により支援システムの全体像が定義づけられたことにより、各機関の取り組むべき方向性が一致して、一枚岩となってシステムを進める大きな推進力となっている。

●早期発見・早期支援の仕組み

湖南省では、保育園、幼稚園が早期支援の大きな役割を担っている。湖南省には公立、私立を合わせて保育園、幼稚園が18園あるが、すべての園が発達支援システムに賛同しており、園では保護者の相談に乗りながら、個別計画に対して保護者の理解が煮詰まったところで発達相談につなぎ、発達相談員、保健師、各機関などで構成する「就学前サービス調整会議」で支援内容を調整している。

●各部署との連携

(健康政策課との連携)

検診は健康政策課が担い、母子への細やかな対応を行っている。湖南省では障害児相談支援事業(個別療育)、児童発達支援事業(集団療養)を行っているが、まずは個別療養で障害に対する保護者の理解を高めてから、集団療養に移行している。

(子育て支援課との連携)

幼稚園、保育園に特別支援教育コーディネーターを配置して、発達支援室も出席するコーディネーター会議を開き、様々な情報提供と引き継ぎのサポートを行っている。

(学校教育課との連携)

3つの小学校に「ことばの教室(幼児部・学齢部)」を設置している。

幼児部は、発達障害がある場合に親子で通うことができる場所であり、発達障害の有無が判明していない子どもも大勢集まる。学齢部は、なんとなく学校に行きたくないなど、保護者が困り感をもつ子どもたちも通うことができる。また、湖南省では小学1、2年生に読み書きチェックを行っており、答案用紙に顕れるささいな異変を察知することで、支援が必要な子どもを早期に発見する取り組みを行っている。

(人権教育課との連携)

中学から高校へと引き継いだ子どもたちが通う高校に、人権政策課が年4回訪問し、中学と高校の引き継ぎ会を開催するなど、学校側の困り感の低減に努めている。

●個別支援移行計画

中学3年以降は個別支援移行計画へ移るが、この計画の作成に本人を参画させることで、義務教育終了までに自分に必要な支援を理解し自ら相談するスキルを身に付けることを目指している。

湖南省では、様々な取り組みを通じて早期発見・早期支援の充実に努めている。その効果として学校が落ち着いてきたことが実感されており、二次障害の防止にもつながっている。また、湖南省では若者の自殺がないとのことである。各機関がそれぞれ、個々のケースにコーディネートする力がついてきており、人材育成もうまくいっている。

意見（本市にとって活用すべき事項・課題など）

湖南省の特別支援室のような縦をつなぐ仕組みは、糸島市においても活用すべきと考える。そのために、旗振り役になる担当課や担当者の育成が必要であり、糸島市も人を育てる仕組みづくりや専門職の育成にさらに力を入れて欲しい。

糸島市にも、支援が必要な子どもであっても、その存在が認知されずに必要な支援を受けてない子どもがいる可能性がゼロではないので、年長児童の 20%に個別支援計画を作成している湖南省を参考に、本市でも幅広く支援の必要な子どもの早期把握に取り組むべきである。

湖南省の条例は、すべての市民に障がい者に対する理解を求めており、この姿勢が福祉のまちとしての理解につながっていると考える。また、その考えを全国に広げるために、積極的に視察を受け入れており、湖南省の想いがこもった素晴らしい条例であった。